

# 第1次改訂 白石町行財政改革大綱

(目標年次:平成23年度～平成27年度)



平成23年 5月

白 石 町

－第1次改訂 白石町行財政改革大綱目次－

－はじめに－	2
第1章 行財政改革を進める基本的な考え方	3
1 行財政改革の必要性	3
2 行財政改革の基本方針	3～4
(1) 行財政運営の適正化・効率化	
(2) 時代の変化への柔軟な対応	
(3) 職員の意識改革と人材育成	
(4) 行政運営の総合化・簡素化・合理化	
(5) 町民の参画と協働	
3 行財政改革の推進方針	4～5
(1) 推進期間	
(2) 推進体制	
(3) 推進状況の公表	
(4) 大綱の改定	
(5) 積極的推進	
第2章 行財政改革の重点推進事項	5～8
1 事務・事業の再編整理	
2 民間委託等の推進	
3 定員管理の適正化	
4 給与の適正化	
5 機関・団体等の見直し	
6 経費削減等の財政効果	
7 人材育成の推進	
8 行政サービスの向上	
9 議会	
【用語解説】	9～11

## － はじめに －

国は、行政の無駄を省き、官僚組織をスリム化して「小さな政府」を実現するための諸改革を網羅した「行政改革推進法」を平成18年に制定しました。

現在までの状況として、地方分権<sup>※1</sup>の推進により、地方の裁量は拡大する一方で、急激な少子高齢化の進展や厳しい経済状況により自主財源<sup>※2</sup>の大幅な増加は見込まれず、また、三位一体改革<sup>※3</sup>が進められる中で、地方交付税制度<sup>※4</sup>の改革等により、地方財政はこれまでにない非常に厳しい状況にありました。

本町でも、平成21年度の決算においては、一般会計で約153億円の町債<sup>※5</sup>残高を抱え、経常収支比率<sup>※6</sup>は85.6%、公債費比率<sup>※7</sup>10.8%の状況で、歳入でも低迷する経済状況により今後も大幅な税収の伸びを見込むことは困難な状況であります。

また、合併による普通交付税の優遇措置<sup>※8</sup>については、合併10年後の平成26年度までは完全保障されますが、その後逡減されながら、平成31年度で終了し、大幅な一般財源の減少が見込まれます。

地方交付税への依存度が高い本町の財政においては、この対策が今後の重要な課題となっております。今後、長期的展望に立った財政運営を行っていく必要があります。

このような状況の中、活気ある町づくりを進めるためには、これまで以上の行財政改革を図る必要があります。最小の経費で最大の効果を挙げるという基本原則に立ち、町民のニーズや新たな行政課題に対応できる行財政運営を確立するため本大綱の改訂を行いました。

この大綱は、白石町行財政調査委員会へ白石町の行財政改革について諮問し、同委員会からの答申を踏まえ改訂を行ったものであり、町職員の危機意識と改革意欲を高め行財政改革の実践と行政サービスの向上に全庁一丸となって取り組み、町民とともに白石町の飛躍的な発展を目指し、目標達成のため努力していく決意であります。

平成23年 5月

白石町長 片 渕 弘 晃

## 第1章 行財政改革を進める基本的な考え方

### 1 行財政改革の必要性

地域主権改革<sup>※9</sup>が提唱される中で、地方自治体には、一層の行財政基盤の強化と合理的・効率的な行政運営の確立が求められており、必要な行政サービスを提供できる体制づくりが急務となっている。本町が目指す「人と大地がうるおい輝く豊穡のまち」を実現し、町民ニーズに即した個性的で魅力あるまちづくりを推し進めるためには、自らの責任と判断で進むべき方向を決め、具体的な施策を実行することができる行財政能力が強く求められており、最小の経費で最大の効果を挙げるといふ基本原則に立ち、更なる行財政改革を図る必要がある。

### 2 行財政改革の基本方針

白石町総合計画<sup>※10</sup>を効率的に達成し、町の継続可能な行財政運営を行うためには、総合計画、財政計画及び行政改革の3つの連携が不可欠である。

これらを踏まえ、限られた行財政資源のもとでますます高度化・多様化する町民のニーズに適切に対処していくために、効率的・効果的な行財政改革を推進する基本方針を次のように定め、総合的かつ計画的に行財政運営を推進していくものとする。

#### (1) 行財政運営の適正化・効率化

歳入にあっては、自主性・自律性の高い財政運営を行っていくため、町税等の収納率向上対策の強化など、自主財源の確保に努めていく。歳出にあっては、「最小の経費で最大の効果」をあげるため、事務事業の内容、事務処理の方法等について定期的に見直しを行い、優先度及び緊要度の高いものを選別し、効率的で効果的な事業の実施を行いながら、財政の健全化に努め、持続可能な財政基盤の確立を図る。

#### (2) 時代の変化への柔軟な対応

少子高齢化、情報化、国際化や地方分権の進展など、新しい時代の要請への弾力的かつ機動的な対応が求められており、既存の枠組みや従来の発想にとらわれない柔軟な姿勢で町民へのサービス向上を目指し、制度・事業の企画立案（縮小、廃止を含む）に取り組み、事務処理の迅速化、簡素化、処理基準の明確化等を図る。

### **(3) 職員の意識改革と人材育成**

これからの町政運営を進めていくうえで職員の意識改革、スキルアップは絶対条件であるため、これまで多くの研修会、勉強会を開催してきた。

今後も継続して人材育成に努め、個人の能力、個性をより活かせるような職場環境づくりを進めていく。

### **(4) 行政運営の総合化・簡素化・合理化**

行政需要への的確な対応のためには、各課で進めている各種事業及び施策の一本化、総合化が一層重要であるため、行政全般にわたる総合的な調整機能の確立を図る。

また、スピード・顧客志向<sup>※11</sup>・目標志向・コスト意識の徹底を図り、最小の経費で最大の効果をあげる視点に立脚して、総職員数の抑制や簡素で効率的な組織・機構の実現、事務事業の整理・合理化等による行政のスリム化を図る。

### **(5) 町民の参画と協働**

信頼される町政運営を確立するため、行政内部だけの努力にとどまらず、町民の自発的・積極的な行政への参画が必要であり、町民・各種団体等の地域社会における役割を認識し、町民と町がそれぞれの役割分担のもとに協働して活力あるまちづくりを進める。

## **3 行財政改革の推進方針**

### **(1) 推進期間**

この行財政改革大綱及び行財政改革プランの推進期間は、平成23年度から平成27年度までの5ヶ年とする。

### **(2) 推進体制**

町長を本部長とする行政改革推進本部において、総合的な連絡調整・進行管理・確認達成の調査を行いながら、計画的に推進する。

また、推進状況等については、白石町行財政調査委員会に報告し、必要な助言等を得るものとする。

### (3) 推進状況の公表

この行財政改革大綱及び行財政改革プランの推進状況については、ホームページをはじめ、町広報等を通じて町民に公表する。

### (4) 大綱の改訂

社会経済情勢の変化等によって、新たな課題に対応する必要性が生じたときは、適切な改訂を行う。

### (5) 積極的推進

行財政改革プラン策定のため、各所属から提案された実施項目の推進に向けては、職員一丸となって取り組み、行政改革の積極的な推進を図る。

## 第2章 行財政改革の重点推進事項

### 1 事務・事業の再編整理

限られた財源の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応していくためには、事務・事業全般にわたり見直しを行い、スクラップ・アンド・ビルド<sup>\*12</sup>を基本として、廃止・統合・縮小するなど、必要性、行政効果・効率等を十分吟味して、事務・事業の抜本的な整理合理化を図る。

なお、事務・事業の不断の見直しについては、個々の行政サービスがいかにより町民の生活満足度を向上させるのかという成果重視の視点から、PDCAサイクル（PLAN 計画、DO 実施、CHECK 評価点検、ACTION 見直し）を確立させ、評価・見直しを行い、その過程を公表するとともに、町民の意見を反映しながら緊急度及び重要度の高いものを優先して予算を重点配分するなど、事務・事業の行政効果や効率性を客観的に評価するシステムの導入を検討し、行政評価の定着を目指します。また、町民サービスの観点から事務手続きの簡素化・迅速化・合理化を進める。

組織・機構については、職員の意識改革を推進し、職務権限の移譲等により、自立した自治体づくりを進めるとともに、迅速な意思決定ができるスリムでフットワークのよい簡素で機能的な組織・機構づくりを目指す。

(主な重点項目)

- 事業の廃止・縮小及び類似事業の統合
- 事務の効率化・簡素化
- 組織・機構等の見直し

## 2 民間委託等の推進

行政運営の効率化と行政サービスの向上を図るため、既成概念にとらわれず、事務事業全般にわたり見直しを行い、民間委託を積極的に推進する。また、公の施設についても、管理のあり方、直営の必然性を再点検し、民間に委託することが適当なものについては、指定管理者制度<sup>※13</sup>の活用を図る。

(主な重点項目)

- 民間委託等の推進

## 3 定員管理の適正化

社会経済情勢の変化等をふまえ、町民ニーズの高度化、対応すべき行政需要の増加に対して、弾力的かつ的確に対応していくため、数値目標を設定した定員管理適正化計画<sup>※14</sup>を策定した。これに伴い、退職者を補充するための新規採用の抑制を図るなど、今後の退職者数や採用者数見込みを視野に入れながら検討し、定員の適正化を着実に推進する。

また、各所管への人員配置については、事務事業の多寡を見定めながら、適切な人員配置に努めるとともに、公平な人事システムの確立を図る。

(主な重点項目)

- 定員管理の適正化
- 定員状況の公表

## 4 給与の適正化

職員の給与は、職務や責任、実績に応じるものでなければならぬので、給与決定の基本原則の趣旨に基づき、国に準じた給与制度の適正な運用と水準の適正化を図り、給与等の状況を公表し、町民の理解が得られる給与制度とする。

(主な重点項目)

- 給与制度・運用・水準の適正化
- 給与状況の公表

## 5 機関・団体等の見直し

駐在員会等は、行政の補完的な組織として町民サービスやまちづくりに重要な役割を果たしているが、消防等の機関に関しては、少子高齢化等の影響により組織形成にも支障をきたしてきている。

今後組織の在り方について検討していき、少ない人員でも機能していくような体制づくりを目指していく。

(主な重点項目)

- 機関・団体等の見直し

## 6 経費削減等の財政効果

財政状況を分析し、事務事業の見直しなど経費全般について徹底的な見直しを行い、特に、経常経費の抑制のため、消費的経費<sup>※15</sup>の全般的な見直しを図るとともに、予算の厳正な執行を実施する。補助金等については、行政として対応すべき必要性、経費負担のあり方、費用対効果<sup>※16</sup>など行政効果を検証し、整理していくとともに、補助基準を明確にし、事業効果の追跡調査を行うなど、適正化を図る。

また、厳しい財政状況のもと、公共工事の計画から設計、積算、発注、入札・契約、施工の各段階における施策を計画的かつ着実に実施し、効率的・効果的な事業の執行に努めながら適切な設計単価、予定価格等の設定を行うことにより、コスト削減に積極的に取り組む。

(主な重点項目)

- 経費の削減合理化等財政の健全化
- 補助金等の整理合理化
- 公共工事のコスト削減
- 使用料・手数料の改定
- 町税等の収納対策と負担の適正化



## 7 人材育成の推進

限りある人員と予算の中で、質の高いサービスを提供するとともに、町民との協働のまちづくりを進めるためには、職員の意識改革を促し、住民ニーズに敏感かつ柔軟に対応していくことや、町民との対話力、広い視野と政策形成能力、問題解決能力を持つ実践能力の高い人材の育成が必要であり、そのためには、人材育成の観点に立った人事管理、職場風土づくりを推進する。また、能力・実績を重視し、公正かつ客観的な人事評価システムを構築する。

(主な重点事項)

- 人材育成の推進

## 8 行政サービスの向上

「町民は何を望んでいるのか」という観点から、町民の満足度の向上を目指し、事務処理のスピード化、簡素化及び明確化を図り、組織・機構の見直しとあわせ窓口の一元化等（ワンストップサービス<sup>※17</sup>）の検討を進める。また、行政の効率化や町民に対する行政サービスの向上を目指し、ケーブルテレビ等を活用した行政サービスの迅速かつ適切な提供に努め、行政情報化の推進を目指す。

(主な重点事項)

- 窓口における対応の改善と行政サービスの総合化
- 住民への情報提供等

## 9 議会

行財政改革は、執行機関が議会と連携し一体となって取り組み、町民の理解と協力により推進できるものである。

議会は、行財政改革大綱等の進捗状況や行政評価の結果等の報告を求める等、行財政改革に対する取り組みを積極的に行っていく。

## 【用語解説】

### ※1 『地方分権』

国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現しようとするものです。

### ※2 『自主財源』

町税や使用料など、町が自主的に集めることのできるお金のことを言います。

### ※3 『三位一体改革』

国と地方の税財政改革。国庫補助負担金及び地方交付税の削減並びに税源移譲を含む税源配分の見直しの三つについて、そのあり方を一体的に改革しようとする国・地方の財政再建と地方分権を進める政策措置。

### ※4 『地方交付税制度』

地方公共団体の財源不足や団体間の財政不均衡を是正し、全国どこでも標準的な行政運営ができるように、国が集めた税金（所得税、法人税など）の一部を地方公共団体へ交付される制度です。

### ※5 『町債』

町の長期にわたる借入金です。長期にわたって利用される公の施設などの耐用年数の長い社会資本の整備については、後年度の世代もその恩恵を受けることから、町債を活用することで、現世代の負担の軽減を図り、世代間の負担の公平化を図る効果もあります。

### ※6 『経常収支比率』

経常一般財源（地方税、地方交付税などを中心とする毎年経常的に収入される財源で、その使途が特定されていない）に対する経常的経費（人件費、扶助費、公債費等の義務的な性格をもつ経費）に充てられた一般財源の割合のことで、この値が低いほど、弾力性があり健全であると言えます。

## ※7 『公債費比率』

公債費に充てられた一般財源の一般財源総額に対する割合で、その率が高いほど財政運営の硬直性の高まりを示します。一般的に15%を超えると警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

## ※8 『合併による普通交付税の優遇措置』

合併市町村の普通交付税算定方法の特例措置。

普通交付税の額が、合併前の状態における額より減少しないように合併年度以降10年間は、合併前の交付税額を完全保障し、11年度目以降は保障額を逡減されます。

本町の場合は、平成26年度まで完全保障され、平成27年度以降5年間で保障額が逡減し、平成31年度で終了します。

## ※9 『地域主権改革』

地域のことはできるだけ可能な限り、住民の皆さんに身近な市町村で担うようにするという考え方にに基づき定義がなされている用語です。

## ※10 『白石町総合計画』

将来のまちづくりの目標を掲げ、町の今後の進むべき方向性を具体的に示す計画で、基本構想、基本計画、実施計画の3つで概ね構成されます。

## ※11 『顧客志向』

町民の視点に立って、限りある予算や人員を効率的に活用し、町政の主役であり、さらに地域づくりの担い手である町民を顧客ととらえ、町民の満足度向上を目指すといった考え方。

## ※12 『スクラップ・アンド・ビルド』

組織の新設(ビルド)に当たっては、同等の組織の廃止(スクラップ)を条件とし、純増を認めないという、等価交換による組織管理(膨張抑制)の手法。

### ※13 『指定管理者制度』

従来、限定された団体しか受託できなかつた公の施設管理を、地方公共団体が指定する民間事業者等の団体（指定管理者）に行わせることができるようになった制度。指定管理者の指定にあたっては議会の議決が必要となります。

### ※14 『定員管理適正化計画』

計画職員数について、総務省の掲示している定員モデル値（市町村の規模、人口、財政状況、産業の割合等に基づき各部門の定員を示したもの）を参考として作成し、この計画に基づき町では、事務事業の見直し、合理化等を推進し職員数を必要最小限にとどめるよう努力して、定員の適正化を進める計画のことです。

### ※15 『消費的経費』

人件費、扶助費、物件費、維持補修費、負担金補助及び交付金等で、その経費の支出効果はその年度限り又は極めて短期間に終わるものをいい、後年度に形を残さない性質の経費。

### ※16 『費用対効果』

一般に、投資した経費に対して、直接的、間接的な効果を比較すること。

### ※17 『ワンストップサービス』

複数個所にまたがって提供されている関連手続きを、一つの窓口で行えるように業務の集約を図り、各種の行政サービスを提供したり、手続きを終えたりできる仕組みの総称。